

指定道路調査
（第一面）

整理番号	6・A・09-007	指定道路図対照番号	6・A・09-007	指定道路の種類	2項道路	
指定の年月日		指定道路の延長	124.48メートル		指定道路の幅員	4.00メートル
指定道路の位置	下目黒二丁目379番10、379番11、379番12、395番7、395番8、395番9、395番11、395番12、395番13、395番14、395番15、395番16、397番8、397番19、397番20、377番6の内、377番8の内、377番9の内、377番11の内、379番8の内、379番9の内、395番1の内、395番2の内、395番3の内、395番4の内、395番5の内、395番6の内、395番10の内、395番18の内、395番19の内、395番20の内、395番21の内、395番22の内、397番7の内、397番9の内、397番10の内、397番16の内、397番17の内、397番18の内及び377番6の先、377番8の先、377番9の先、377番11の先、379番8の先、379番9の先、379番10の先、379番11の先、379番12の先、395番1の先、395番7の先、395番12の先、395番14の先、395番19の先、395番20の先、395番21の先、397番7の先、397番8の先、397番9の先、397番10の先、397番16の先、397番17の先、397番18の先、397番19の先、397番20の先					
申請者の氏名						
水平距離指定の年月日		水平距離指定に係る道路の部分の延長	メートル	水平距離	メートル	
水平距離指定に係る道路の部分の位置						
その他						

注意事項

●全体的なことについて

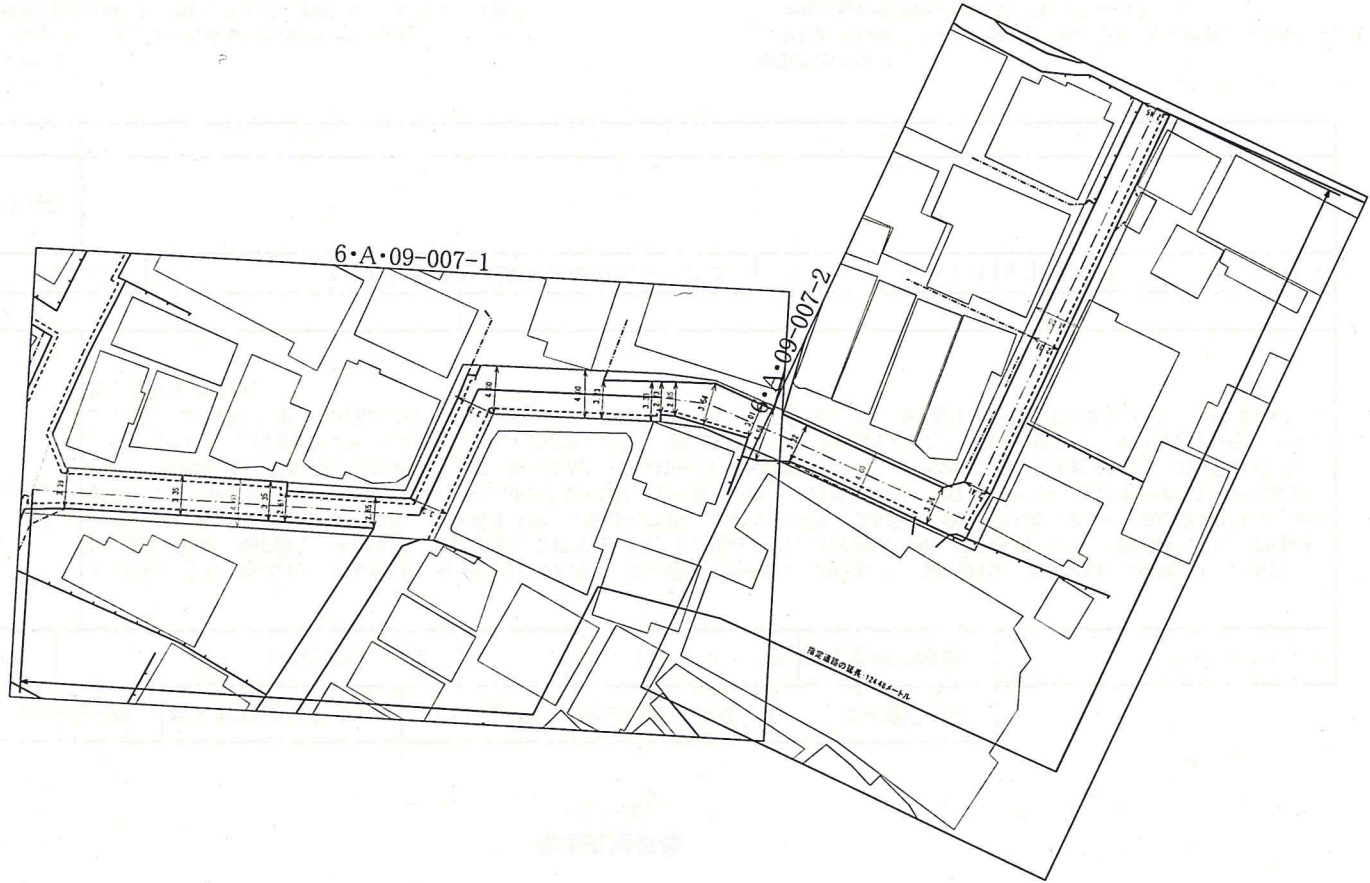
- ・本調査のご利用にあたっては、この注意事項を十分確認してください。
- ・本調査により提供される情報の著作権は、目黒区に帰属します。また無断で本図の全部または一部を複製することを禁じます。
- ・指定道路の中心線（または復元線）は、狭あい道路拡幅整備協議により決定しますので、本調査の幅員及び延長は参考としてください。

●第一面について

- ・「指定道路の位置」欄について
記載地番については、道路の位置が不明確な場合や位置の復元に詳細な測定が必要な場合等により、道路位置の全ての地番が記載されているわけではありません。あくまで参考としてください。
- ・「申請者の氏名」欄について
区長が、法施行規則第9条の申請に基づいて法第42条第5号に規定する道路の位置を指定した場合に、その申請者を記載しています。
- ・「水平距離指定の年月日」・「水平距離指定に関わる道路の部分の延長」・「水平距離」・「水平距離指定に係る道路の部分の位置」欄について区長が、法第42条第3項の規定に基づく水平距離を指定した場合に記載します。現在、区内で水平距離の指定はありません。

●第二面について

- ・筆界及び地番については、図面作成時の公図を基に参考として記載したものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
- ・図面情報は、図面作成時のものであり、現状と異なる場合があります。
- ・一点鎖線は指定道路の中心線の概略を表しています。
- ・位置図に記載された幅員は、既存資料に基づく記載もありますので、あくまで参考としてください。
- ・背景に使用している地形図は2008年9月12日に撮影された航空写真を基に図化された地形図です。
- ・幅員の記載は概略を表したものです。現場で調査して、狭あい道路拡幅整備協議等を行ってください。



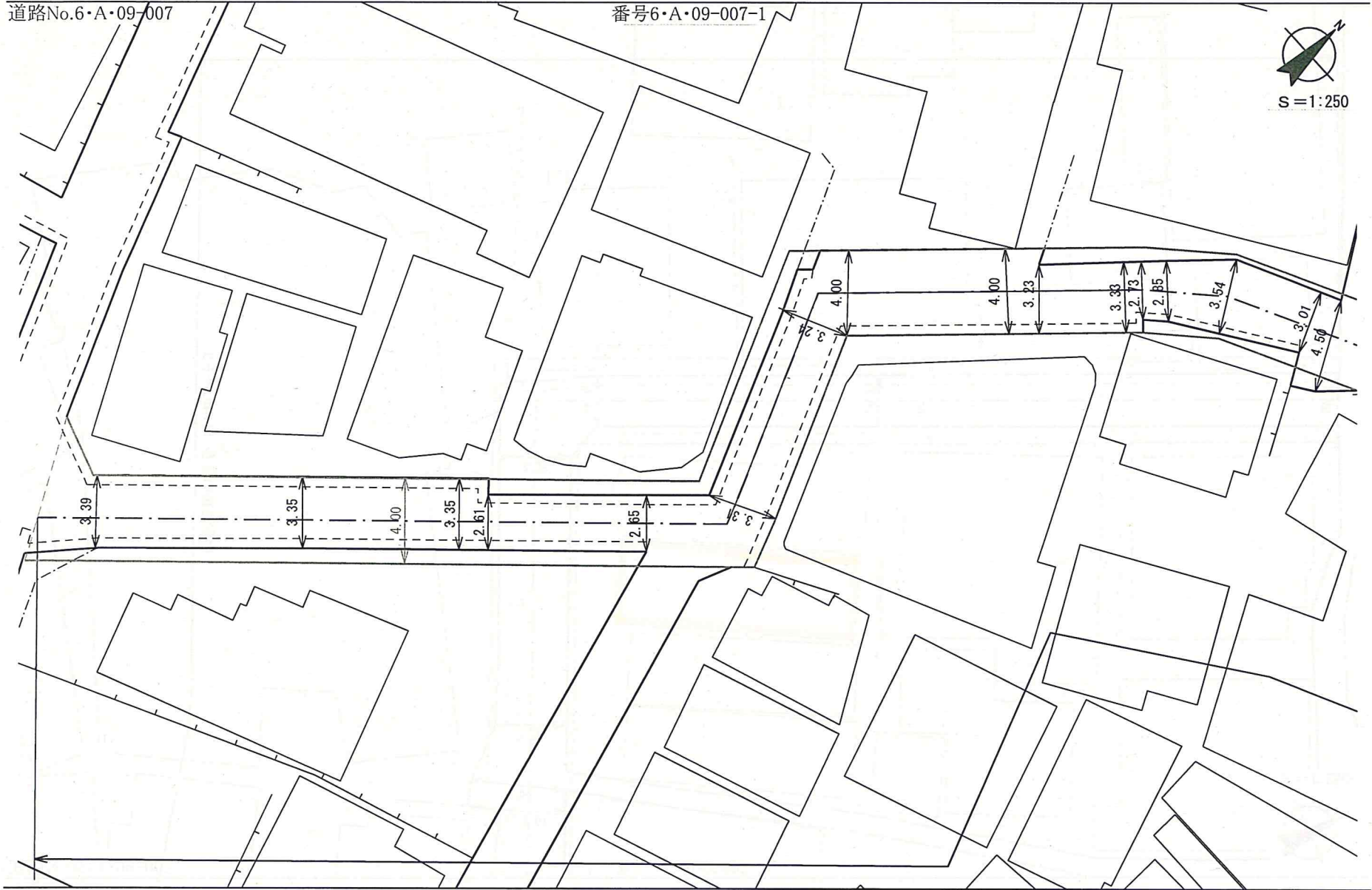
位置図
道路No.6・A・09-007

(第二面)

番号6・A・09-007-1



S=1:250



(第二面)

位置図
道路No.6・A・09-007

番号6・A・09-007-2

